

愛護動物虐待等罪の概要

三上正隆（愛知学院大学法学部）

I はじめに

- ・法獣医学と法律
- ・動物愛護管理法 44 条→愛護動物虐待等罪

II 愛護動物虐待等罪の犯罪類型・行為客体

○法44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役¹又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、②みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること⑤その他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

[下線・丸数字・スラッシュ・注、引用者]

1 犯罪類型

(1) 愛護動物殺傷罪（法 44 条 1 項）

- ・令和元年改正→法定刑の引上げ（→5 年以下の懲役〔拘禁刑〕又は 500 万円以下の罰金）
- ・「みだりに」＝「正当な理由なく」
→「正当な目的がない、又は正当な目的があつたとしても手段として社会的に相当でないこと」²
※家畜伝染病予防法などに基づく殺処分や獣医療行為、動物実験、宗教的行為、屠殺などは、一般的に、みだりな殺傷とはいえない

(2) 愛護動物虐待罪（同条 2 項）

- ・同条2項の構造
- ・「虐待」の意義→後述（IV）

(3) 愛護動物遺棄罪（同条 3 項）

- ・「遺棄」
＝「…愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の『生命・身体を危険にさらす行為』」³⁴
≠終生飼養責務（法 7 条 4 項）違反

2 行為客体

- ・「愛護動物」（同条4項）
- ・1号動物
「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」
※野生動物（ノイヌ、ノネコ等）は含まれない

¹ 本条 1・2・3 項に規定されている「懲役」は、2025 年 6 月 1 日より「拘禁刑」に改められる。

² 環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン』（2022 年）28 頁。

³ 環境省・前掲注 2）30-31 頁。

⁴ なお、「飼養されている愛護動物」は、「一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる」（環境省・前掲注 2）31 頁）とされている。

・2号動物

「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」

III 愛護動物虐待等罪の保護法益

- ・動物の利益＝動物の生命・身体等、動物自身が有する利益

批判) 動物愛護管理法の目的(1条)に合致しない

○法1条 この法律は、動物⁵の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

〔下線部・注, 引用者〕

- ・動物愛護の良俗＝「動物を愛護する気風という良俗」⁶という人間社会の利益理由) 動物愛護管理法の目的(1条)に合致する

※今後の方向性(立法論)

- ・「われわれはイヌをイヌ自身のために良い扱いをすべきなのである」⁷(傍点原著)

→動物虐待等罪の保護法益は「人間の利益とは独立に存在する、動物の利益それ自体」⁸

○ドイツ動物保護法1条 この法律の目的は、共にある被造物としての動物に対する人間の責任に基づき、動物の生命と健康を保護することである。

〔下線部, 引用者〕

- ・「動物愛護論」から「動物福祉論」へ

IV 愛護動物虐待罪における「虐待」の意義

- ・自ら飼育する犬の胴体に無害の赤色スプレーで大きく落書きをする行為は「虐待」に当たるか?

- ・2つのアプローチ

①人間主体のアプローチ

②動物主体のアプローチ

- ・「虐待」＝愛護動物に対して「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱いをすること」⁹

→不明確

→上記2つのアプローチを念頭に置きながら、「虐待」概念をより具体的に明らかにしていくことが今後の課題に

V おわりに

- ・動物虐待に対する獣医学的評価と愛護動物虐待等罪

- ・獣医学と法律学の協働による「法獣医学」の発展

→動物たちが今より安全になるような社会へ

【参考文献】

- ・脚注で引用した文献のほか、

・青木人志『日本の動物法 第2版』(東京大学出版会, 2016年)

・三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集73巻12号(2020年)37頁

⁵ 「ここでいう『動物』は、人との関わりがあるものが想定されていることから、純粋な野生状態の下にある動物はこれに含まれない」(動物愛護管理法研究会編著『改訂版 動物愛護管理業務必携』(大成出版社, 2016年)6頁)。

⁶ 環境省・前掲注2)14頁。

⁷ デヴィッド・ドゥグラツィア〔戸田清訳〕『動物の権利』(岩波書店, 2003年)19頁。

⁸ 三上正隆「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」愛知学院大学宗教法制研究所紀要58号(2018年)85頁以下、同「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する一考察—『動物の権利』に関する議論を参照して—」刑法雑誌59巻2号(2020年)276頁以下。

⁹ 「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐待』の解釈について(回答)(平成元年4月13日総管第147号)」。環境省・前掲注2)22頁参照。